大野町歴史資料収蔵方針

令和８年１１月

大野町教育委員会

大野町歴史資料収蔵方針

（はじめに）

大野町が収蔵・所有する歴史資料について、既に収蔵している資料の再整理を進めるとともに、郷土文化の理解と次世代への継承、学術研究・教育等に活用すべき資料を選別するために、この方針を策定する。

（目的）

この方針は、大野町が収蔵する歴史資料（以下、民具等）について、必要な事項を定める。なお、古文書や考古資料（出土遺物）等については、本方針の対象外とする。

既に収蔵している民具等の整理等が完了したのち、以後新たに民具等を収集・収蔵する場合は本方針に基づくものとする。

（収蔵基準）

歴史、文化、民俗、風土、習慣など地域文化を理解するために必要な民具等を下記の基準に則り引き続き収蔵する。

① 歴史的、学術的に重要な価値があるもの
② 使用人物や地域、歴史的背景が分かり、特に保存が必要なもの
③ 墨書など来歴（購入や使用の経過等）を示す記録が残り、特に保存が必要なもの
④ 民具等の形態等が他地域にみられず希少性が高いもの
⑤ ①～④に該当する民具等のうち、使用時の形態を留めているもの

（民具等の譲渡及び廃棄基準）

以下の場合には民具等の譲渡及び廃棄を行う。

① 収蔵基準①～⑤いずれにも該当しないもの
② 他機関において教育活動などでの再活用が見込まれるもの
③ 損傷が著しく、展示・調査研究が困難であり、将来的にも活用が見込まれないもの
④ 類似資料が複数存在する民具等のうち、展示活用に利用しないもの

ただし、体験活動等で活用が見込まれる民具等については、活用可能民具として複数収蔵することとする。民具等の譲渡及び廃棄に際しては、寄贈者やその遺族等の心情に配慮し、かつ、民具等が町民の共有財産であることを念頭に必要な手続きを行うものとする。

（具体的な手続の方法）

① 教育委員会事務局において、学芸員資格を有する職員が、必要に応じて前記の基準に基づき民具等の選別を行い、収蔵候補リストを作成するものとする。選別の結果、収蔵を継続しないことが適当と認められる民具等については、譲渡候補リスト及び廃棄候補

リストを作成するものとする。

② 教育委員会は、前号に規定する収蔵候補リスト、譲渡候補リスト及び廃棄候補リスト（以下「候補リスト」という。）について、大野町文化財審議会の意見を聴くものとする。

③ 大野町文化財審議会は、候補リストの妥当性について協議するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、外部機関、学識経験者その他の専門家に対し、調査、助言その他必要な協力を求めることができる。

④ 教育委員会は、大野町文化財審議会の協議結果を踏まえ、候補リストを承認し、これを確定リスト（収蔵リスト、譲渡リスト及び廃棄リストをいう。）とするものとする。

⑤ 教育委員会は、確定リストのうち譲渡リスト及び廃棄リストについて、町ホームページその他適当と認める方法により、一定期間公表するものとする。

⑥ 教育委員会は、確定リストのうち収蔵リストを「大野町歴史資料収蔵目録」として整理し、保存するものとする。

⑦ 譲渡リストに掲載された民具等について、公表期間内に譲受けの申込みがない場合は、当該民具等を廃棄対象として取り扱うものとする。

⑧ 廃棄対象となった民具等について、前所有者又はその遺族から引取りの申出があった場合は、その引取りを妨げないものとする。

⑨ 前各号の手続を経た廃棄対象の民具等については、教育委員会は、速やかにこれを廃棄するものとする。

以上